第３次熊谷市障がい者計画
第６期熊谷市障がい福祉計画
第２期熊谷市障がい児福祉計画

熊谷市障がい者支援計画（案）

第６期：令和３年度～令和５年度

～　ともに生き、ともに暮らせるまちづくり　～

令和３年１月

熊　谷　市

目　　次

第１章　総論
１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
２　計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
３　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
４　関連計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
５　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
６　計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第２章　障がい者の現状と現行の法制度
１　人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
２　障がい者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
３　障がい者関係改正法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第３章　前計画の取組状況と課題
１　第２次障がい者計画の取組状況・・・・・・・・・・・・・・30
２　第５期障害福祉計画、第１期障害児福祉計画の
　取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
３　障害福祉サービスの利用状況・・・・・・・・・・・・・・・35
４　地域生活支援事業の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・37
５　障がい者団体の意見・要望からの取り組むべき課題・・40

第４章　熊谷市障がい者支援計画（第６期）の基本的な
　考え方
１　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
２　施策の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
３　重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
４　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

第５章　施策の展開

１　基本方針１　心かようやさしいまちづくり・・・・・・52
２　基本方針２　いきいき暮らすまちづくり・・・・・・・62
３　基本方針３　すこやかに育むまちづくり・・・・・・・74
４　基本方針４　生きがいのあるまちづくり・・・・・・・83
５　基本方針５　安心・安全なまちづくり・・・・・・・・88

第６章　計画期間における目標及び見込量

１　施策体系ごとの数値目標等・・・・・・・・・・・・・・98
２　障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量　・・101

資料

１　第２次障がい者計画施策別評価　・・・・・・・・・・・106
２　障がい者団体の意見・要望等・・・・・・・・・・・・114
３　策定経過・・　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・124
４　熊谷市障がい者施策推進委員会設置要綱・・・・・・・125
５　熊谷市障がい者施策推進委員会委員名簿・・・・・・・126

※　本計画における「障害」「障がい」の表記については、前計画に引き続き、固有名詞や法令等において「障害」と表記されているものを除き、「障がい」と表記することとしています。

第１章　総　　論

1　計画策定の趣旨

国においては、平成 30 年 3 月に障害者基本計画（第 4 次）を策定し、障がい者施策の基本的な方向を定めるとともに、理念の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施しています。

また、県においては、国の基本計画を踏まえ、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体化した「第 5 期埼玉県障害者支援計画」を平成 30 年 3 月に策定し、施策を総合的かつ計画的に実施しています。

本市は、障害者基本法に基づく「熊谷市障がい者計画（第 1 次）」を、平成 19 年 3 月に計画期間 10 年として策定、平成 28 年度に計画期間が終了し、「熊谷市障がい者計画（第 2 次）」は、平成 29 年度から計画期間 4 年、令和 2 年度を最終年度として各種施策を進めています。

また、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法に基づき策定が義務付けられている「熊谷市障害福祉計画（第 5 期）」、「熊谷市障害児福祉計画（第 1 期）」を、1 冊にまとめた形で平成 30 年 3 月に策定し、最終年度を令和 2 年度とする計画期間 3 年として、各種施策を進めています。

以上から、本市の 3 計画について令和 2 年度で計画期間が終了することに伴い、3 計画を統合し、かつ現状の障がい者を取り巻く環境や関連する法制度の動向を踏まえ、「第　6 期熊谷市障がい者支援計画」を策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、前述のとおり、障害者基本法第 11 条第 3 項、障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する計画を包括したものであり、本市の障がい者・障がい児施策の基本的方向や、達成すべき障害福祉サービス、障害児福祉サービスの目標などを明らかにし、障がい者・障がい児施策の総合的な推進を図るものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、前計画の施策を維持しながら、法令及び国の「障害者基本計画」をはじめとして、「埼玉県障害者支援計画」との関係に留意しつつ、本市の「熊谷市総合振興計画」、「熊谷市地域福祉・地域福祉活動計画」、「熊谷市子ども子育て支援事業計画」、「熊谷市高齢社会対策基本計画」等の上位・関連計画との整合を図りながら障がい者福祉全般にわたる計画として策定するものです。

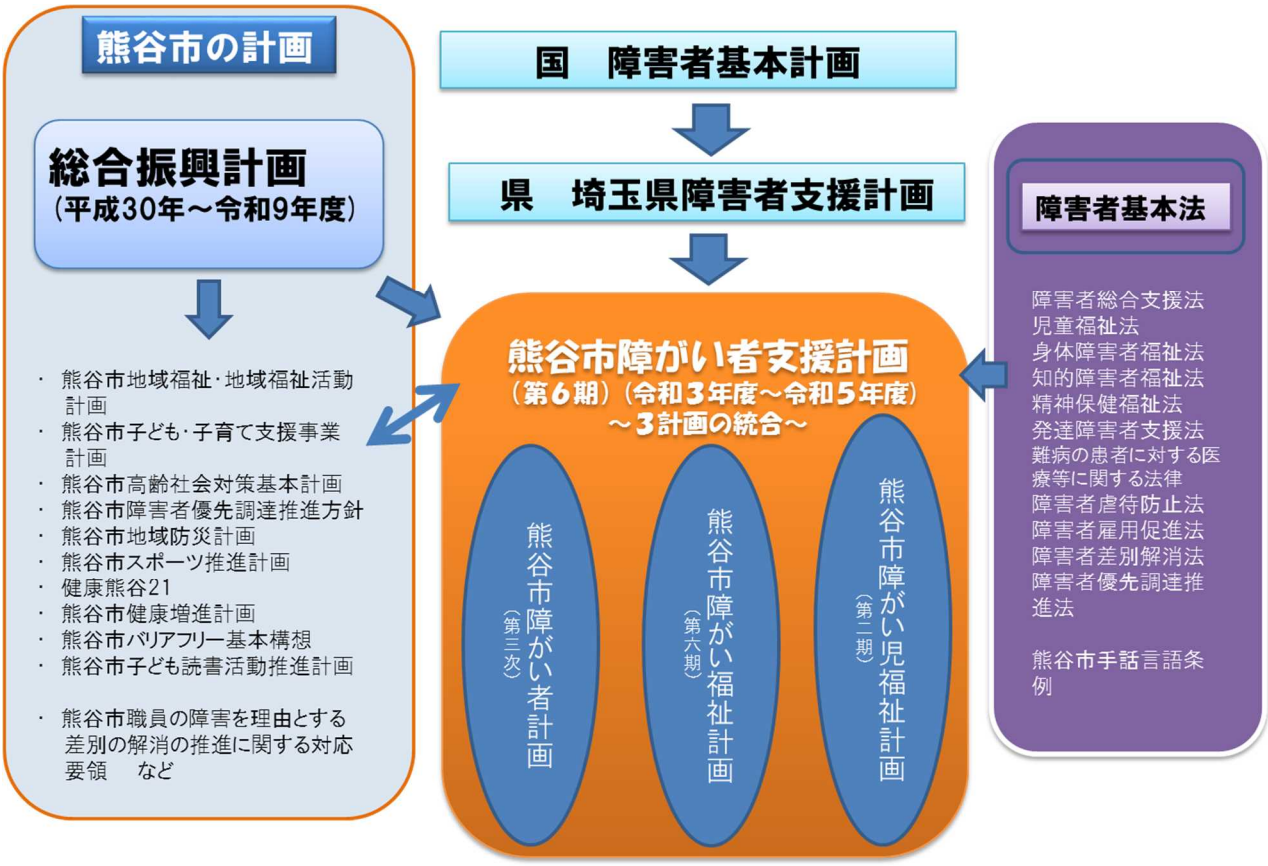

4 関連計画

熊谷市障がい者支援計画と関連する計画は以下のとおりです。本計画「第 5 章 施策の展開」における各施策は、担当課において策定する以下のそれぞれの計画と整合をとっています。

熊谷市障がい者支援計画と関連する計画と担当課

No.	計画名	担当課
1	熊谷市地域防災計画	危機管理課
2	熊谷市総合振興計画	企画課
3	熊谷市地域公共交通網形成計画	企画課
4	熊谷市スポーツ推進計画	スポーツ観光課
5	熊谷市障害者活躍推進計画	職員課
6	くまがや男女共同参画推進プラン	男女共同参画室
7	健康熊谷２１	健康づくり課
8	熊谷市健康増進計画	健康づくり課
9	熊谷市自殺対策計画	健康づくり課
10	熊谷市地域福祉・地域福祉活動計画	生活福祉課
11	熊谷市避難行動要支援者避難支援計画	生活福祉課
12	熊谷市高齢社会対策基本計画	長寿いきがい課
13	熊谷市障害者優先調達推進方針	障害福祉課
14	熊谷市子ども・子育て支援事業計画	こども課
15	熊谷市バリアフリー基本構想	都市計画課
16	熊谷市営住宅等長寿命化計画	営繕課
17	熊谷市教育振興基本計画	学校教育課
18	熊谷市子ども読書活動推進計画	熊谷市立図書館

5 計画期間

本計画の計画期間は、令和３年度から令和５年度までの３か年とし、以降、３年ごとの計画期間とします。

次期（第７期）計画は、本計画の最終年度である、令和５年度に見直し策定することとします。

計画期間中に、法改正及びそれに伴う制度改正などがあった場合は、その動向により、計画期間中に本計画を見直してまいります。

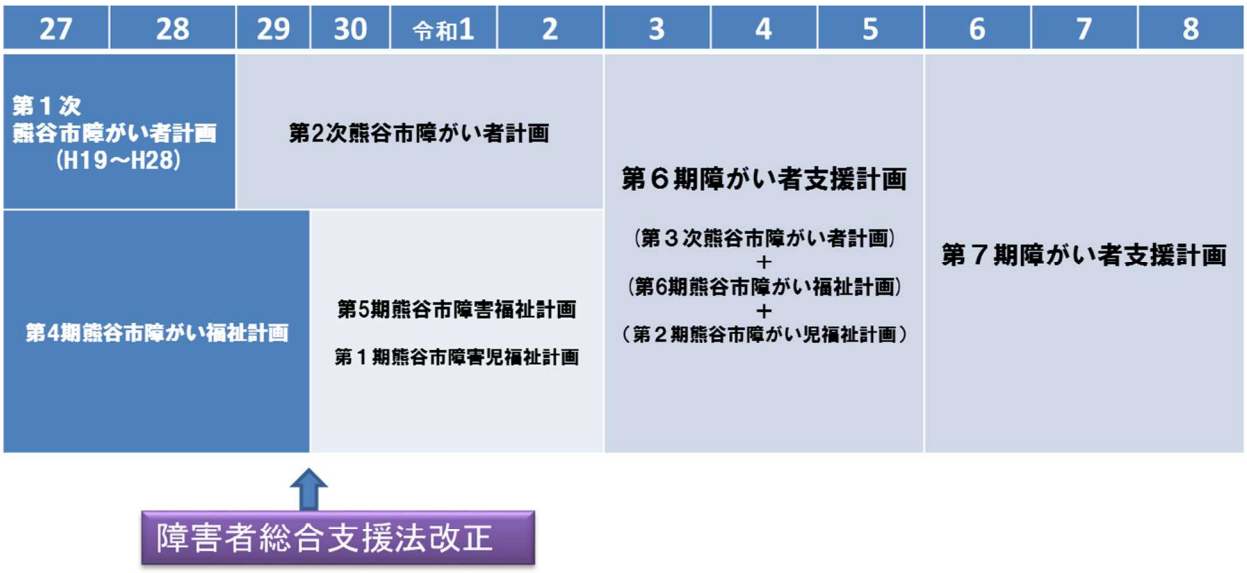

障害者基本法による「障がい者計画」：障がい者の状況などを踏まえ、障がい者施策の方向性を示す総合的な計画

障害者総合支援法による「障がい福祉計画」：障害福祉サービス、相談支援（計画相談支援）及び地域生活支援事業の実施にかかる目標や見込量を定める計画

児童福祉法による「障がい児福祉計画」：障がい児通所支援及び障がい児相談実施にかかる目標や見込量を定める計画

6 計画の策定体制

（１）熊谷市障がい者施策推進委員会による協議・検討

「熊谷市障がい者支援計画（第 6 期）」の策定にあたり、学識経験者、公募による市民、障がい者団体の代表者、関係行政機関の職員、障がい者福祉に関する事業者等 15 人の委員からなる「熊谷市障がい者施策推進委員会」において、協議・検討を行いました。

（２）行政内部での策定体制

行政内部においては、市関係職員による「熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議作業部会」を設置し、障害福祉課が中心となって計画を作成、検討しました。

（３）障がい者団体への意見・要望調査

計画の策定にあたり、障がいのある方の現状や意向などを把握するために、市内 11 の障がい者団体等を対象に意見・要望調査を行い、計画づくりに反映させています。

※ 意見・要望の内容等については、巻末の資料を参照

（４）計画の公表

計画の推進を図る上では、計画に関わる全ての市民が、その目指すべき共生社会を理解し、将来像や取組について理解を共有していくことが必要です。

そのため、市のホームページ等を活用したり、総ルビ版を作成するなどを行い、広く市民に公表するとともに、普及・啓発に努めます。

第２章　障がい者の現状と現行の法制度

1　人口の推移

住民基本台帳人口の推移を見てみると、総人口は、平成 27 年度から令和 元 年度までに 3,623 人の減（令和 元 年度総人口比の約 1.8%減）と、年々減少しています。また、年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）及び高齢者人口（65 歳以上）それぞれの年齢三区分別の人口推移をみると、年少人口及び生産年齢人口が減少している一方、高齢者人口はさらに増加しており、超高齢社会となっています。

グラフ１　年齢三区分別総人口の推移（住民基本台帳人口）

各年度 4 月 1 日現在

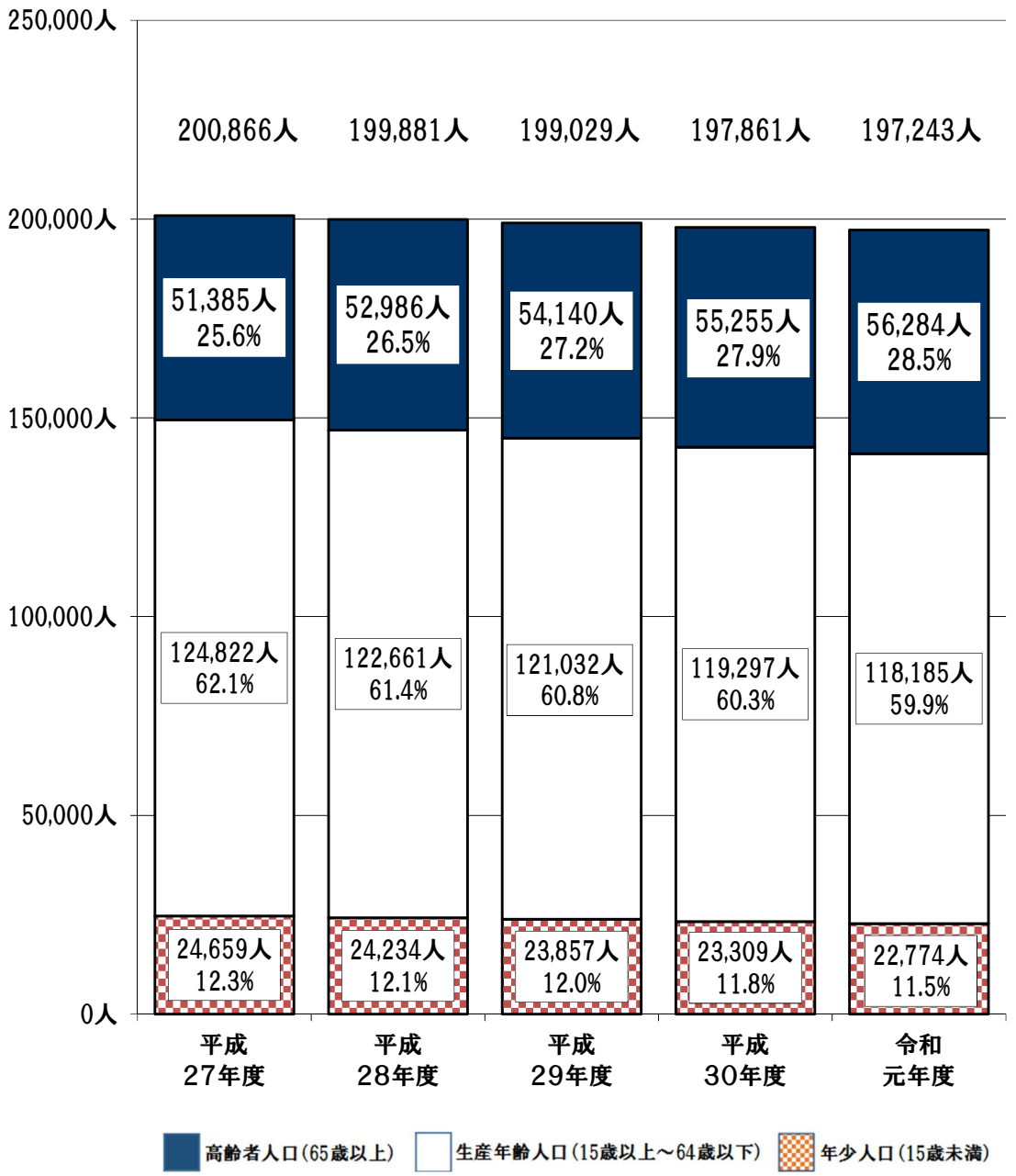

2 障がい者の推移

1 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の総数は、横ばい傾向にありながらも平成 27 年度と比較すると 427 人増加しています。また、手帳種別ごとの傾向を見てみると、身体障害者手帳所持者は全体の 65%超を占めていますが、ここ近年は減少傾向にあります。一方、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

グラフ 2　障害者手帳所持者の推移（種別）　　各年度 3 月 31 日現在

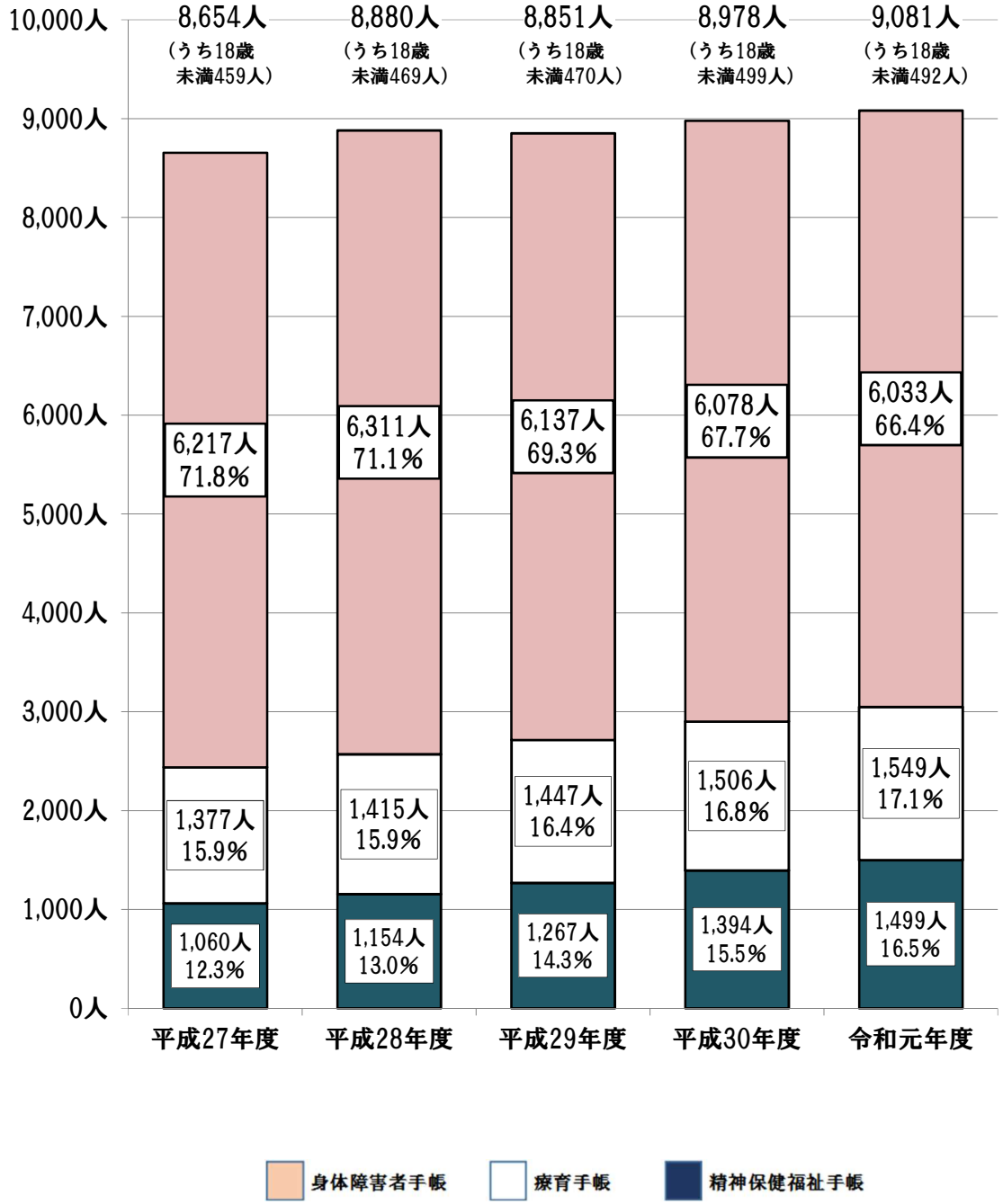

２　身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、令和 元 年度末現在で、6,033 人です。平成 28 年度に増加しましたが、平成 29 年度以降は減少傾向にあります。また、障がい者の等級別では、１・２級の重度者の占める割合は、50％台で推移しています。障がい種類別（次ページ　グラフ４）では、構成比で肢体不自由が 50％台と最も多く、次に内部障がいとなっており、両障がいで全体の 80％超となっています。

グラフ３　身体障害者手帳所持者の推移（障がい等級別）　各年度３月 31 日現在

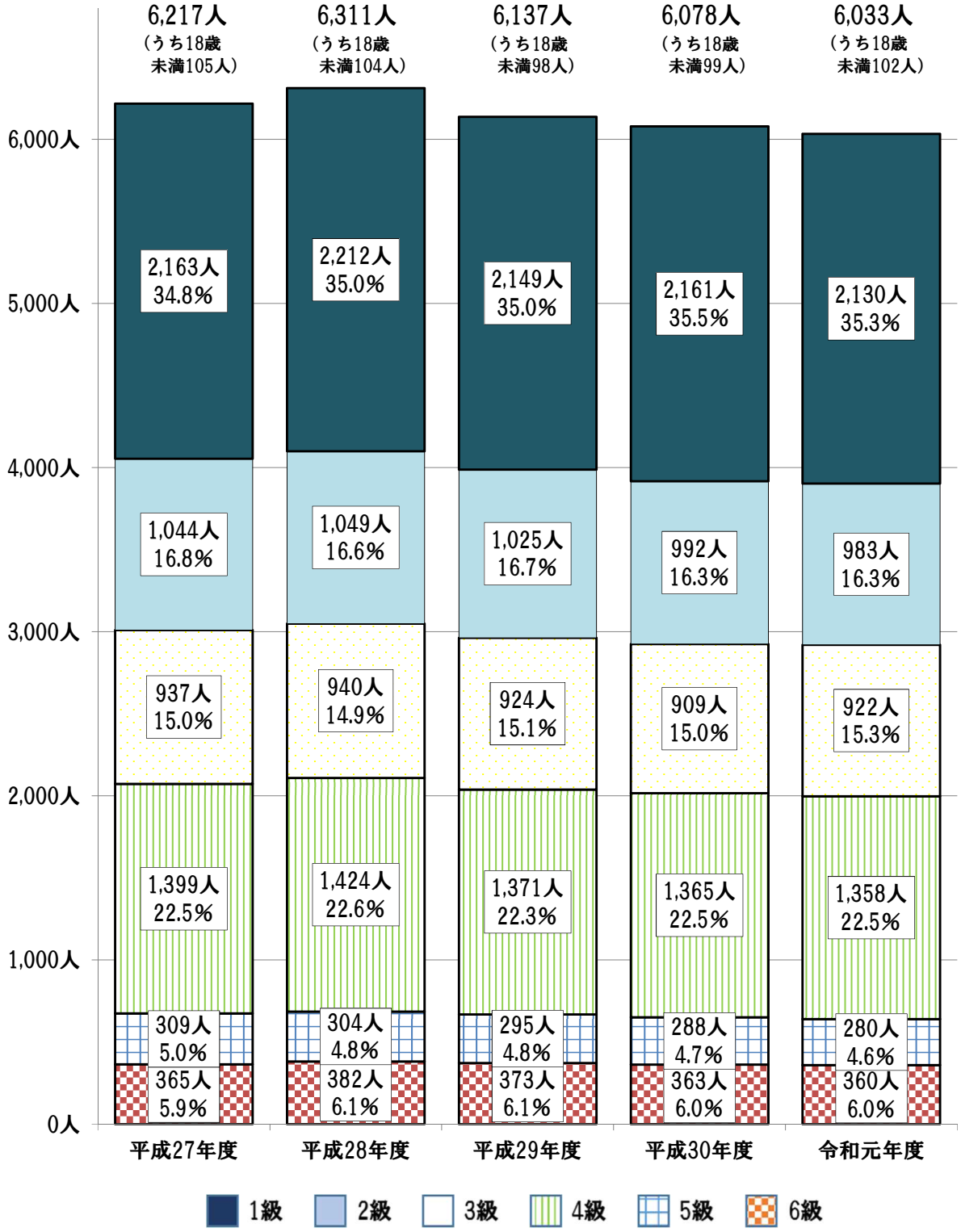

グラフ４　身体障害者手帳所持者の推移（障がい種類別）　　各年度３月 31 日現在

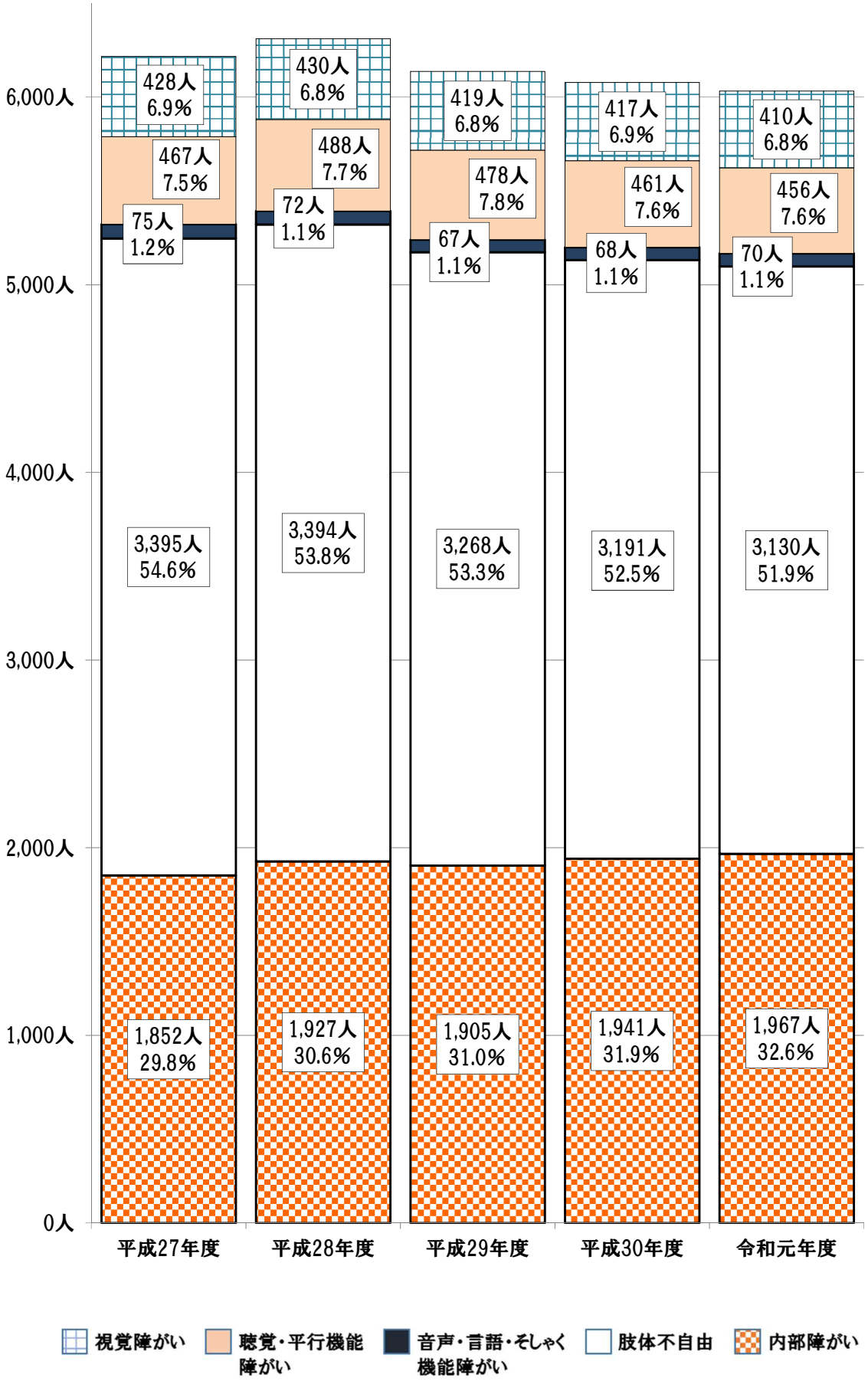

３　知的障がい者の状況

療育手帳の所持者数は、令和 元 年度末現在で 1,549 人となっており、平成 27 年度と比べると 172 人増加し、約 1.12 倍の増加率となっています。また、等級がＢの中度者が 442 人で、全体の 28.5％と最も多く、増加率では、軽度のＣが 1.23 倍で最も高くなっています。

グラフ５　療育手帳所持者の推移　　各年度３月 31 日現在

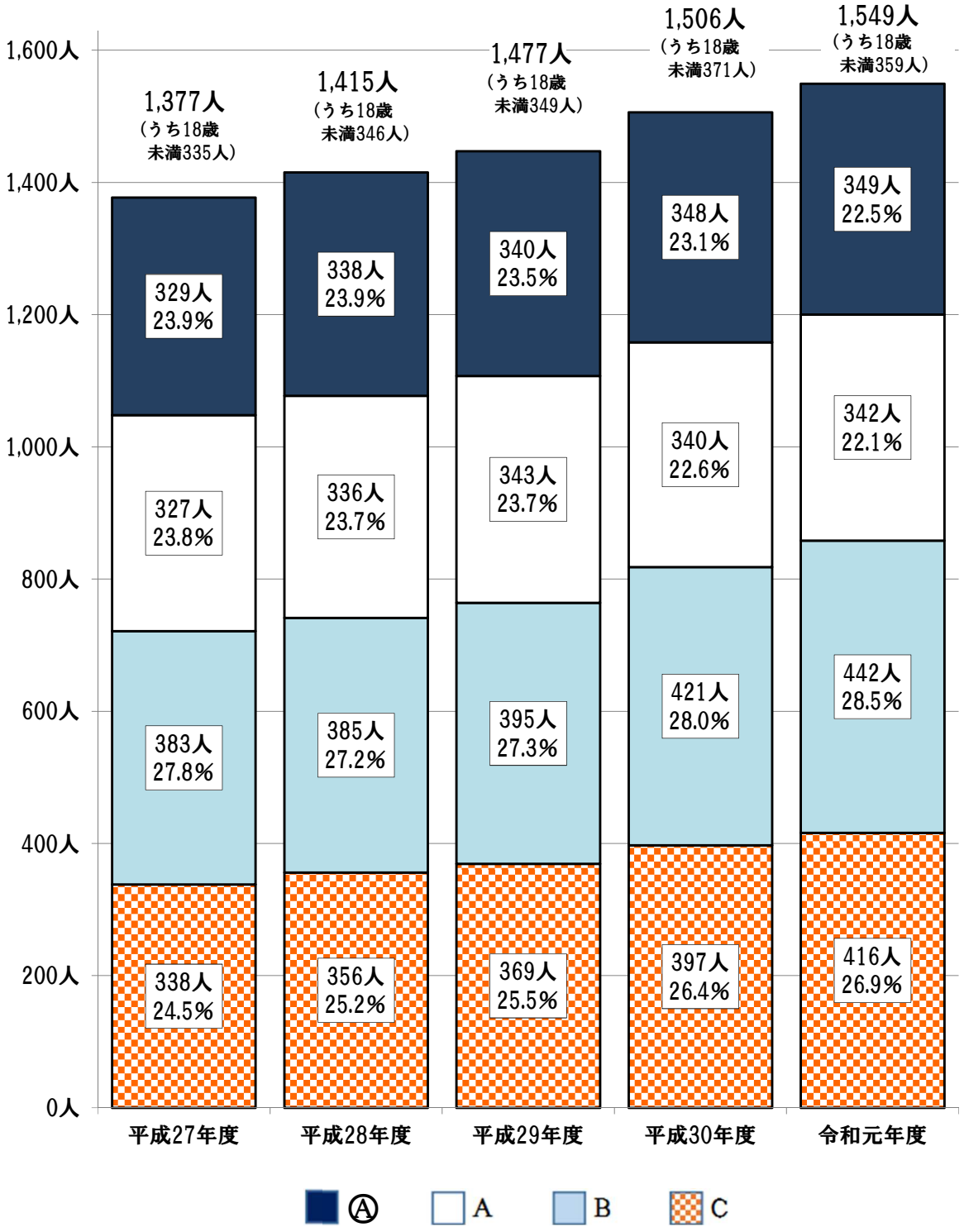

４　精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和元年度末現在で 1,499 人であり、平成 27 年度と比べると 439 人と大幅に増加しています。これは、身体障害者手帳、療育手帳所持者と比較しても増加率が一番高く 1.41 倍となっています。増加要因としては、うつ病、統合失調症以外の精神疾患と呼ばれる診断の範囲が広がり患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだこと、そして就労の際の障がい者雇用枠の拡大など社会制度が整備されてきたことが考えられます。

また、自立支援医療（精神通院用）受給者数は、令和元年度末現在で 2,615 人となっており、平成 27 年度と比べると 418 人増加し、ここ数年、手帳所持者とともに高い増加率となっています。

グラフ６　精神障害者保健福祉手帳所持者の推移　　各年度３月 31 日現在

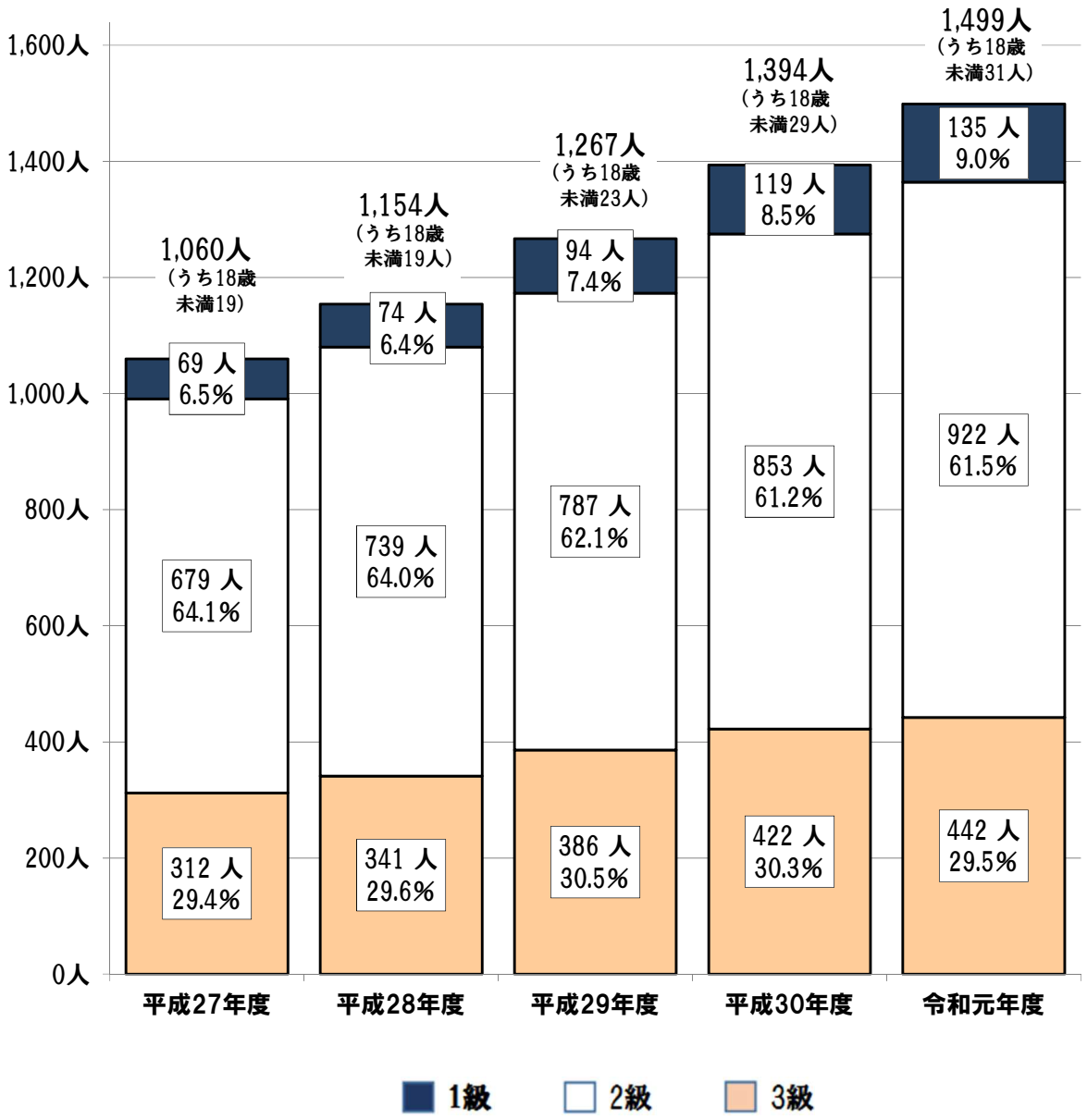

グラフ７　自立支援医療（精神通院用）受給者数の推移　各年度３月 31 日現在

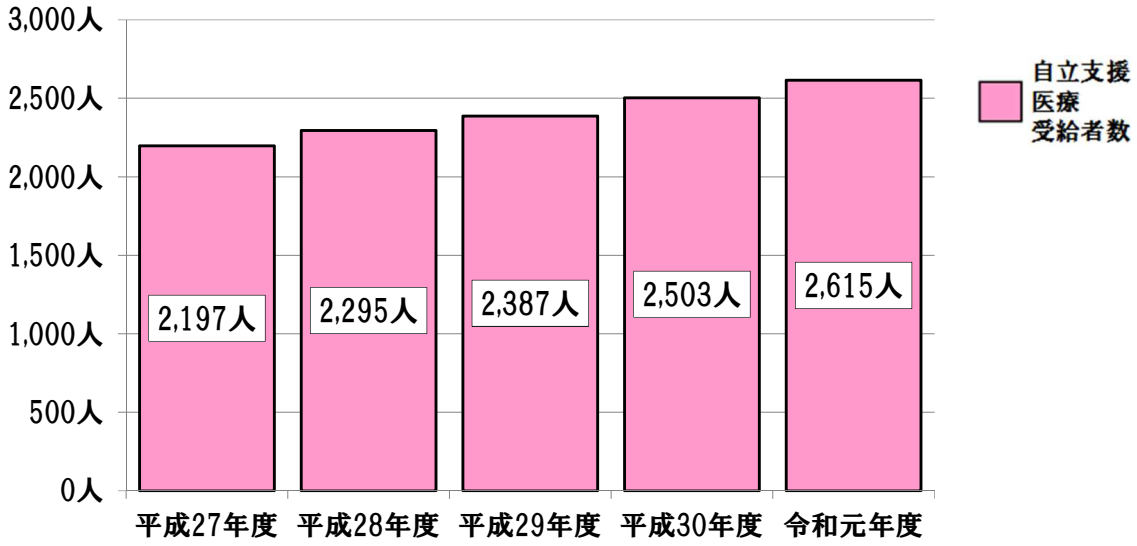

５　難病患者の状況

難病患者の認定者数は、令和 元 年度末現在で、1,387 人となっており、平成 29 年度以降、増加傾向となっています。

グラフ８　難病患者認定者数の推移　各年度３月 31 日現在

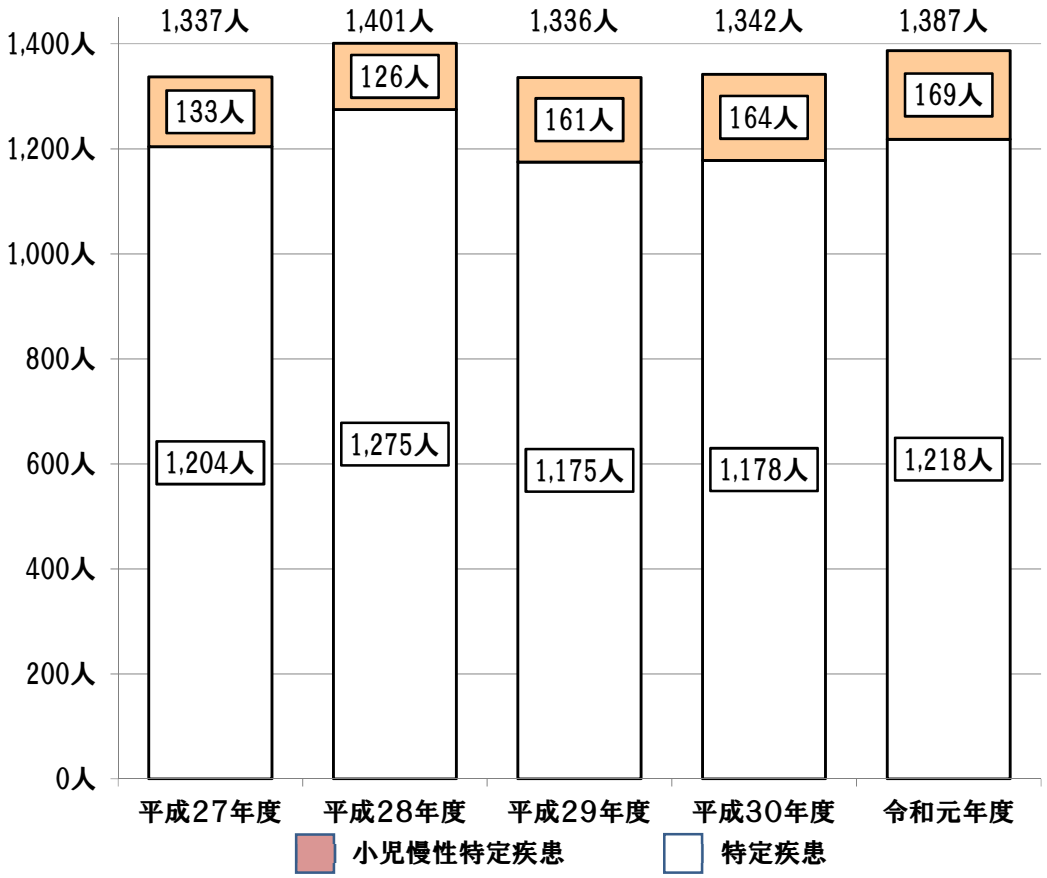

3 障がい者関係改正法令等

（１）障害者総合支援法

「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）と改正し、平成 25 年4 月1 日に施行されました。

基本理念	法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げています。
障害者の範囲	「制度の谷間」を埋めるように、障害者の範囲に難病等を加えています。
障害支援区分の創設	「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」へと改めました。 ※　障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるように、区分の制定に当たっては適切な配慮などを行っています。
障害者に対する支援	1　重度訪問介護の対象を拡大 重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者の他に、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有する者を追加しています。 2　共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）へ一元化 3　地域移行支援の対象を拡大 地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加えています。 4　地域生活支援事業を追加

	障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等を追加しています。
サービス基盤の計画的整備	1　障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項等についての障害福祉計画を策定するように定めています。 2　基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化しています。 3　市町村が障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務としています。 4　自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化しています。
施策№	№36～53
市の窓口	障害福祉サービスの相談窓口を障害福祉課（基幹相談支援センター（くまさぽ））に設けています。

※　障害者総合支援法（平成 28 年改正）

障害者総合支援法の附則において、同法の施行から 3 年後を目処として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとされており、直近では、平成 28 年 6 月 3 日公布、平成 30 年 4 月 1 日に施行されています。

今後の改正等についても、国から県を通して詳細な情報が発信されることが見込まれることから、情報収集に努めるとともに速やかに施行できるように準備を進めます。

趣　旨	障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行います。

障害者の望む地域生活の支援	１　施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設します（自立生活援助）。 ２　就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設します（就労定着支援）。 ３　重度訪問介護について、居宅に相当する場所として厚生労働省令で定める場所も一定の支援を可能とします。 ４　65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設けます。
障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応	１　重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設します。 ２　保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大します。 ３　医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとします。 ４　障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとします。
サービスの質の確保・向上に向けた環境整備	１　補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とします。 ２　都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備します。

（２）児童福祉法（平成 24 年改正）

「児童福祉法」は、平成 24 年改正により、障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化となっています。

障害児通所支援	1　「児童発達支援」：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。 2　「医療型児童発達支援」：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。 3　「放課後等デイサービス」：授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。 4　「保育所等訪問支援」：保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。
障害児入所支援	1　「福祉型障害児入所施設」：施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。 2　「医療型障害児入所施設」：施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。
障害児相談支援	1　「障害児利用援助」： ・　障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成する。 ・　給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成する。 2　「継続障害児支援利用援助」： ・　利用している障害児通所支援について、サービス等の利用状況の検証を行い、利用計画の見直しを行う（モニタリング）。
施策№	№91～94

（３）障害者虐待防止法

「障害者虐待防止法」（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、平成 23 年 6 月 24 日に公布され、平成 24 年 10 月 1 日に施行されました。

定　義	１　「障害者虐待」とは、以下の 3 つを言います。 ⑴　養護者による障害者虐待 ⑵　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 ⑶　使用者による障害者虐待 ２　「障害者虐待」の類型は、以下の 5 つです。 ⑴　身体的虐待 ⑵　放棄・放任(ネグレクト) ⑶　心理的虐待 ⑷　性的虐待 ⑸　経済的虐待
虐待防止施策	１　「何人も障害者を虐待してはならない」旨を規定、障害者の虐待の防止に係る国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者などの責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置いています。 ２　「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定めています。
その他	障害者虐待対応の窓口となる「障害者虐待防止センター」を設置するように定めています。
施策№	№27、32
市の対応及び相談窓口	虐待の通報及び相談の窓口として、「熊谷市障害者虐待防止センター」を熊谷市障害者相談支援センター内に設置し、相談を随時受付けています。 連絡先　電話　０４８－５０１－５４１１ FAX　０４８－５２７－３０２０

（4）障害者差別解消法

「障害者差別解消法」（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）は、平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行されました。

差別を解消するための措置	1　事業等を行うに当たって、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることの禁止（国、地方公共団体等、民間事業者とも法的義務） 2　社会的障壁の実施について必要かつ合理的な配慮の提供 （国、地方公共団体等は法的義務、民間事業者は努力義務） 3　具体的対応 国、地方公共団体等は、当該機関における取組に関する要領を策定します（地方は努力義務）。 民間事業者は、国の定める対応方針に基づき、差別解消に向けた取組を推進します。
差別を解消するための支援措置	1　相談・紛争解決の体制を整備しなければなりません。 2　障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携を図ります。 3　普及・啓発活動を実施します。 4　国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供を行います。
施策№	№28、29、30、31
市の対応及び相談窓口	1　市では、「熊谷市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成し、職員に対して必要な研修・啓発等を行っています。 2　地域において、障がいを理由として「不当な差別的取扱い」を受けたことや「合理的配慮」の提供がなされなかったことに対する相談窓口を障害福祉課に設けています。 また、市報やホームページ等を通して啓発活動に努めています。

（5）障害者優先調達推進法

「障害者優先調達推進法」（「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」）は、平成 24 年6 月27 日に公布され、平成 25 年4 月1 日に施行されました。

市の責務	障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければなりません。
調達の推進	毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度終了後、調達実績を公表します。
対象となる障害者就労施設等	１　障害者総合支援法に基づく事業所・施設等 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（Ａ型、Ｂ型）、生活介護事業所、障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設）、地域活動支援センター、小規模作業所 ２　障害者を多数雇用している企業 障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所 ３　在宅就業障害者等
施策№	№128
市の対応	障害福祉課で、市内にある障害者就労施設等に提供できる物品の照会を行い、市役所各課へ優先的に調達するように働きかけています。

（6）障害者雇用促進法（平成 25 年改正）

「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）の一部を改正する法律」は、平成 25 年 6 月 19 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

改正の概要	1　雇用の分野での障害者差別の禁止 障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されています。 2　雇用の分野での合理的配慮の提供義務 障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられています。（当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除きます。） 3　相談体制の整備・苦情処理・紛争解決の援助 障害者からの相談に対応する体制の整備が義務付けられています。障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。
対象となる事業主の範囲	事業所の規模・業種に関わらず、全ての事業主が対象です。
対象となる障害者	1　障害者手帳を持っている方に限定されません。 2　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または、職業生活を営むことが著しく困難な方が対象です。
法定雇用率の算定基礎の見直し	平成 30 年 4 月 1 日から法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者を追加。法定雇用率は、5 年ごとに見直しとなります。
施策№	№121、122、123、124、125、126、127、129

市の対応及び相談窓口	１　市職員採用枠に身体障害者枠を設けています。 ２　障がい者の就労及び定着相談支援のために障害者就労支援センターを開設しています。 電話　０４８－５９８－７６６２ FAX　０４８－５９８－７６６３ ３　障がいを理由として「不当な差別的取扱い」を受けた場合、また、「合理的配慮」の提供がなされない場合などの相談窓口を障害福祉課に設けています。

※障害者雇用促進法（令和元年改正）

さらに、令和元年６月にも、同法の一部を改正する法律が公布、令和２年４月に施行されています。

令和元年の改正では、障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講じています。

改正の概要	社会連帯の理念に基づく事業主の共同の責務として障害者雇用を促進 １　国及び地方公共団体 ⑴　対象障害者の不適切計上の再発防止 ⑵　精神障害者や重度障害者を含めた、障害者雇用の計画的な推進 ・「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務化 ２　民間 ⑴　短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会の確保 ・　週 20 時間未満の障害者を雇用する事業主に対する特例給付金の新設 ⑵　中小企業における障害者雇用の促進 ・　中小事業主（300 人以下）の認定制度の新設
施策№	№129

（7）障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」は、平成 30 年 6 月 13 日に公布・施行されました。

本法律は、「文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る」ことを目的としています。

基本理念	・　障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進 ・　障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化 ・　障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与 ・　障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮
基本的施策	1　文化芸術の鑑賞の機会の拡大（9 条） 2　文化芸術の創造の機会の拡大（10 条） 3　文化芸術の作品等の発表の機会の確保（11 条） 4　芸術上価値が高い作品等の評価等（12 条） 5　権利保護の推進（13 条） 6　芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援（14 条） 7　文化芸術活動を通じた交流の促進（15 条） 8　相談体制の整備等（16 条） 9　人材の育成等（17 条） 10　情報の収集等（18 条） 11　関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力（19 条）
施策№	№75、136、137

（8）読書バリアフリー法

「読書バリアフリー法」（「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」）は、令和元年 6 月 28 日に公布・施行されました。

本法律は、「視覚障害者等（視覚障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としています。

基本理念	・　視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること。 ・　視覚障害者等が利用しやすい書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること。 ・　視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること。
国・地方公共団体の責務	・　国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施 ・　地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施
基本的な施策	1　視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等(9 条) 2　インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10 条） 3　特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11 条） 4　視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等(12 条) 5　外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境整備（13 条） 6　端末機器等・これに関する情報の入手支援（14 条） 7　情報通信技術の習得支援（15 条） 8　視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16 条） 9　製作人材・図書館サービス人材の育成等（17 条）
施策№	№19、20

（9）発達障害者支援法（平成 28 年改正）

「発達障害者支援法」は、平成 16 年 12 月に公布、平成 17 年 4 月に施行され、また、同法の一部を改正する法律が平成 28 年 5 月に公布、同年 8 月に施行されています。

この法律は、長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障害者の定義と社会福祉法制における位置づけを確立し、発達障害者の福祉的援助に道を開くため、「発達障害の早期発見」、「発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務」、「発達障害者の自立及び社会参加に資する支援」を明文化しています。

主な趣旨	１　発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進 ２　発達生活全般にわたる支援の促進 ３　発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備　等
発達障害の定義	発達障害： 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害
主な支援	○　就学前（乳幼児期） ・　乳幼児検診等による早期発見 ・　早期の発達支援 ○　就学中（学童期等） ・　就学時健康診断における発見 ・　適切な教育的支援・支援体制の整備 ・　放課後児童健全育成事業の利用 ・　専門的発達支援 ○　就学後（青壮年期） ・　発達障害の特性に応じた適切な就労の機会の確保 ・　地域での生活支援 ・　発達障害者の権利擁護
施策№	№91、94～96、100～102、106、107、109、114

（10）バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）（令和２年改正）

「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の一部を改正する法律」は、令和２年５月 20 日に公布され、令和３年４月１日に施行されます。

この法律に基づく措置は、「高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない」とされています。

改正の概要 （抜粋）	１　公共交通事業者など施設設置管理者によるソフト対策の取組強化 ・　公共交通事業者等に対して、スロープ板の適切な操作や照度の確保等のソフト基準の遵守を義務付け ２　国民に向けた広報啓発の取組推進 【優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進】 ・　国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加 【市町村等による「心のバリアフリー」の推進】 ・　目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加 ３　バリアフリー基準適合義務の対象拡大 ・　バリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校及びバス等の旅客のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加するための規定の整備
施策№	№11、14、143、145

（11）熊谷市手話言語条例

「熊谷市手話言語条例」は、「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を進める熊谷市において、手話は言語であるとの認識に立ち、ろう者への理解を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい、地域で安心して幸せに暮らすことができる共生社会の実現を目指し、平成 29 年 4 月 1 日に施行されています。

基本理念	手話の普及の促進は、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生し、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重することを基本とする。
市の責務、役割等	【責務】　市民及び事業者の手話への理解を深め、手話を利用しやすい環境にするための施策の推進 【県との連携・協力】 【方針の策定】 ⑴　手話への理解及び手話の普及の促進 ⑵　手話による情報の発信及び取得 ⑶　手話による意思疎通の支援 【手話を学ぶ機会の確保】　ろう者、手話通訳者その他手話を使用することができる者と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。
施策№	№16、17、18

第３章　前計画の取組状況と課題

1　第２次障がい者計画の取組状況

第２次障がい者計画に位置づけた 138 施策の進捗状況について、担当課が５段階で自己評価した結果をグラフ化したものです。

（※　138 施策のうち、複数の課が担当している施策があり、評価対象の総数としては 195 となります。）

「進捗している」、「どちらかと言えば進捗している」と回答している課が全体の約 79%となっており、おおむね順調に進捗しているものと考えられますが、評価が低い施策については、施策の再構築を行います。

各課評価 ＼ 基本方針	ア：進捗している	イ：どちらかと言えば進捗している	ウ：どちらとも言えない	エ：どちらかと言うと進捗していない	オ：進捗していない	評価総数
1　心かようやさしいまちづくり	16	15	8	0	0	39
2　いきいき暮らすまちづくり	34	5	8	2	1	50
3　すこやかに育むまちづくり	9	12	11	1	0	33
4　生きがいのあるまちづくり	7	2	7	0	0	16
5　安心・安全なまちづくり	22	24	8	0	3	57
合計	88	58	42	3	4	195

【合　計】

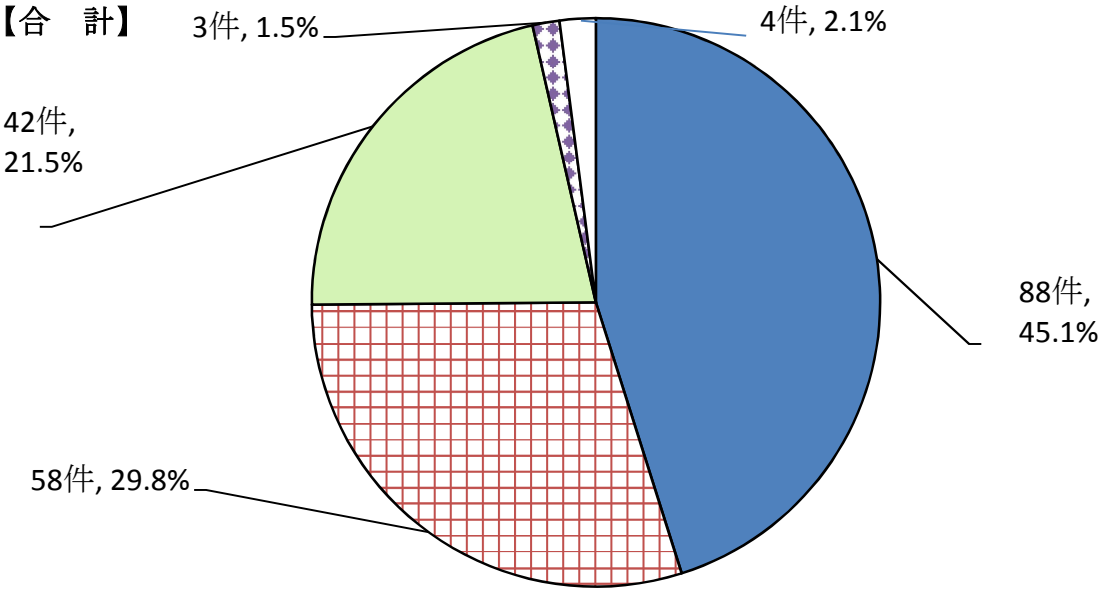

1 心かようやさしいまちづくり

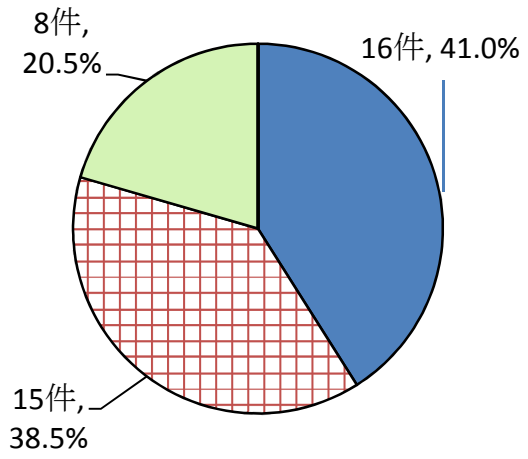

2 いきいき暮らすまちづくり

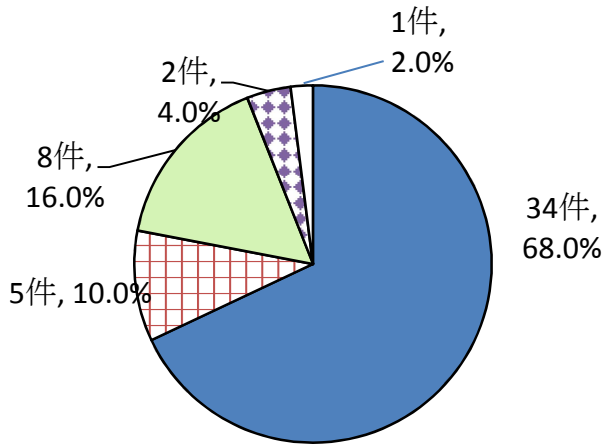

3 すこやかに育むまちづくり

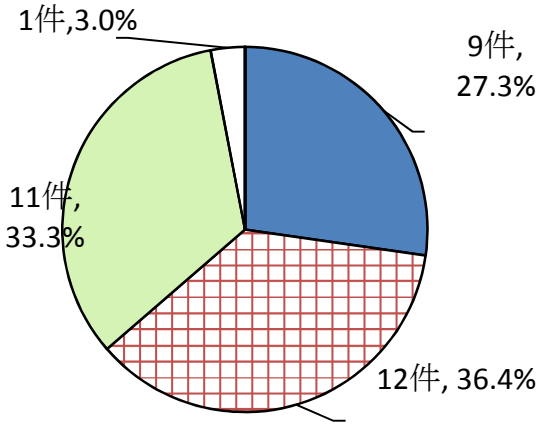

4 生きがいのあるまちづくり

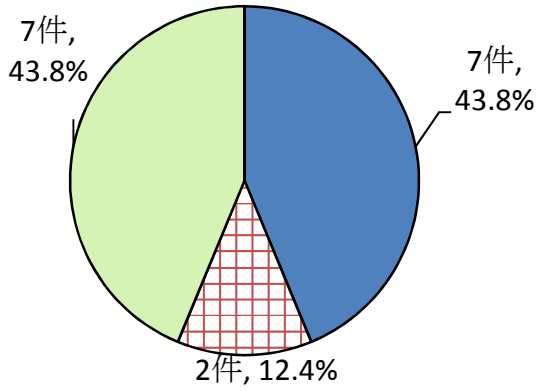

5 安心・安全なまちづくり

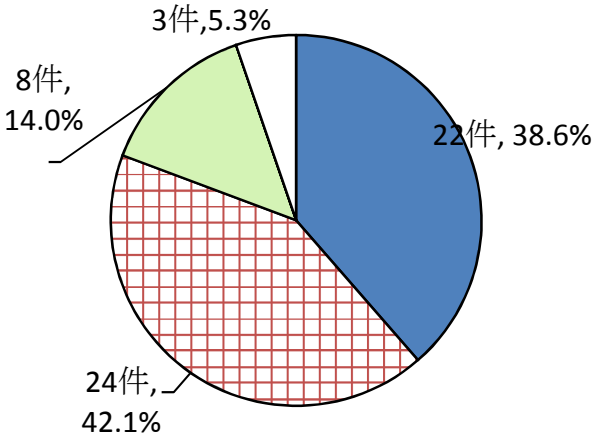

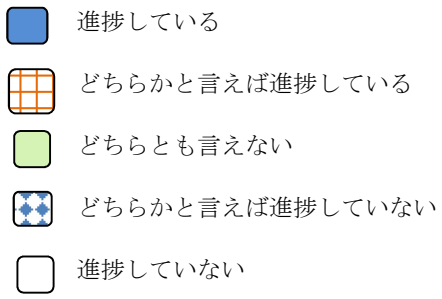

（個々の評価については「資料編」において掲載）

2 第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の取組状況

成果目標①：福祉施設入所者の地域生活への移行

項　　目	数　値		備　　考
地域生活への移行者数	目標値	19 人	平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9% 209 人×9%≒19 人
	実績	4 人	平成 30 年度 0 人、令和元年度 2 人、令和 2 年度（見込数）2 人　累計 4 人

成果目標②：精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項　　目	数　　値		備　　考
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況	有		熊谷市障がい者施策推進委員会に機能を付加する。
1 年以上長期入院患者数（65 歳以上）（県算出値）	前計画策定時	124 人	平成 29 年 6 月末現在
	実績	111 人	令和元年 6 月末現在
1 年以上長期入院患者数（65 歳未満）（県算出値）	前計画実績値	79 人	平成 29 年 6 月末現在
	実績	54 人	令和元年 6 月末現在

成果目標③：地域生活支援拠点等の整備

項　　目	数　　値		備　　考
令和 2 年度末時点の地域生活拠点数	目標値	1 施設	未達成：拠点施設の新設が難しいため、事業所と連携を図るシステムの構築を目指します。（面的整備）
	実績	0 施設	

成果目標④：福祉施設から一般就労への移行等

ア　福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

項　　目	数　値		備　　考
令和２年度一般就労移行者数	目標値	20 人	平成 28 年度一般就労実績の 50%増 13 人＋(13 人×50%)≒20 人
	実績 (見込)	10 人	10 人（令和２年９月末現在）

イ　就労移行支援事業所の利用者の増加

項　　目	数　値		備　　考
令和２年度末時点の就労移行支援事業所利用者数	目標値	62 人	平成 28 年度実績の２割増 51 人×1.2≒62 人
	実績 (見込)	50 人	47 人（令和２年９月末現在）

ウ　就労移行支援事業所の就労移行率の増加

項　　目	数　値		備　　考
就労移行支援事業所のうち就労移行率が３割以上の事業所数	目標値	３か所	平成 28 年度末時点
	実績 (見込)	４か所	Ｗｉｌｌビジョン熊谷、チャレジョブセンター熊谷、ジョブセンター熊谷、ラフィオ熊谷

エ　就労定着支援事業開始後の定着率の増加

項　　目	数　値		備　　考
令和２年度末時点の就労定着支援開始１年後の職場定着率	目標値	80%	
	実績 (見込)	100%	令和元年度中に新規で就労定着支援事業を利用した者（２人）で１年後引き続き就労できている者の数（２人）

成果目標⑤：障がい児支援の提供体制の整備等

項　　目	数　値		備　　考
目標年度の保育所等訪問支援の体制の整備	目標値	進める	
	実績	進められている	保育課、学校教育課が巡回相談員を派遣し体制整備に努めている。保育所 34 か所 509 回、公立幼稚園 1 か所、私立幼稚園 2 か所、小学校 21 校、中学校 15 校へ計 73 回（令和元年度実績）
目標年度の児童発達支援センターの設置数	目標値	1 か所	
	実績	1 か所	福祉医療センター太陽の園
目標年度の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所設置数	目標値	4 か所	
	実績	3 か所	福祉医療センター太陽の園、障害福祉サービスセンターほほ笑み、児童デイサービスひかり
目標年度の主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス設置数	目標値	4 か所	
	実績	4 か所	福祉医療センター太陽の園、障害福祉サービスセンターほほ笑み、児童デイサービスひかり、放課後デイ Granny
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関等が連携を図るための協議の場	1 か所		熊谷市障がい者施策推進委員会

3 障害福祉サービスの利用状況

各障害福祉サービスの令和２年度末における利用実績は次のとおりです。

① 地域での生活支援に欠かせない居宅介護などの「訪問系サービス」については、利用者数及び利用時間ともに令和元年度までは増加していますが、令和２年度は新型コロナウイルスの影響もあり見込量を下回ると思われます。

② 「日中活動系サービス」の就労支援系では、見込量に達していない状況ですが、利用実績は年々増加しています。また、短期入所では新型コロナウイルスの影響もあり、利用実績が減少しています。

③ 居住系サービスの共同生活援助事業（グループホーム）や障害児支援サービスの児童発達や放課後等デイサービスは、事業所数の増加もあり、計画の見込量を上回る利用となっています。

障害福祉サービス			平成 30 年度		令和元年度		令和２年度	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績（推計値）
訪問系	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	利用時間（時間）	8,840	9,128	9,282	10,122	9,758	9,170
		利用者数（人）	260	266	273	280	287	263
日中活動系	生活介護	日数（日）	7,809	8,056	7,885	8,588	7,961	9,024
		利用者数（人）	411	421	415	439	419	439
	自立訓練（機能訓練）	日数（日）	95	15	114	5	133	9
		利用者数（人）	5	3	6	1	7	2
	自立訓練（生活訓練）	日数（日）	304	351	336	449	368	430
		利用者数（人）	19	20	21	26	23	24
	就労移行支援	日数（日）	1,020	615	1,190	579	1,360	692
		利用者数（人）	60	49	70	42	80	47

障害福祉サービス			平成 30 年度		令和元年度		令和２年度	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績（推計値）
日中活動系	就労継続支援（Ａ型）	日数（日）	1,480	832	1,880	927	2,280	1,139
		利用者数（人）	74	42	94	48	114	56
	就労継続支援（Ｂ型）	日数（日）	6,336	5,828	6,714	6,204	7,110	6,468
		利用者数（人）	352	331	373	357	395	351
	就労定着支援	利用者数（人）	1	1	2	4	3	4
	療養介護	利用者数（人）	21	20	22	21	23	22
	短期入所（福祉型）	日数（日）	448	451	488	463	528	270
		利用者数（人）	56	61	61	58	66	31
	短期入所（医療型）	日数（日）	56	54	60	39	64	19
		利用者数（人）	14	16	15	10	16	3
居住系	自立生活援助	利用者数（人）	1	0	1	0	1	0
	共同生活援助	利用者数（人）	149	171	159	192	170	194
	施設入所支援	利用者数（人）	206	215	206	222	206	224
相談支援	計画相談支援	実利用者数（人）	900	829	1,000	899	1,100	752
	地域移行支援	実利用者数（人）	3	1	3	2	3	4
	地域定着支援	実利用者数（人）	3	1	3	1	3	1
障害児支援	児童発達支援	日数（日）	224	478	248	629	272	738
		利用者数（人）	56	69	62	98	68	108
	放課後等デイサービス	日数（日）	2,827	3,099	3,322	3,613	3,817	3,797
		利用者数（人）	257	296	302	372	347	371
	障害児相談支援	利用者数（人）	135	191	145	239	155	197

4 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業の令和２年度末における利用実績は次のとおりです。

必須事業と任意事業があり、17 事業中 12 事業で見込量を上回っています。

令和元年度に基幹相談支援センター（くまさぽ）を設置し、障がい者及び家族から第一次的な相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに、必要な障害福祉サービスの利用に関し、計画相談事業所に助言指導を行っています。

全体として、おおむね順調に進捗しているものと考えられます。

（１）必須事業

事業名			平成 30 年度		令和元年度		令和２年度（実績は推計値）	
			箇所数	利用者数（月平均）	箇所数	利用者数（月平均）	箇所数	利用者数（月平均）
1	理解促進研修・啓発事業（心のバリアフリー教室）※○は実施中を表す	見込量	○		○		○	
		実績	○		○		○	
2	自発的活動支援事業（障がい者団体運営費補助）※○は実施中を表す	見込量	○		○		○	
		実績	○		○		○	
3	相談支援事業							
	ア 相談支援事業 ※委託箇所数を記載	見込量	2		2		2	
		実績	2		2		2	
	ア 基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	見込量	無		有		有	
		実績	無		有		有	
	イ 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施の有無を記載	見込量	無		有		有	
		実績	無		有		有	
	ウ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	見込量	無		有		有	
		実績	無		有		有	
4	成年後見制度利用支援事業 ※利用者数を記載	見込量		2		2		2
		実績		1		2		2
5	成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	見込量	無		有		有	
		実績	無		有		有	
6	意思疎通支援事業							
	ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用者数	見込量		88		91		94
		実績		72		78		74
	イ 手話通訳者設置事業 ※実設置個所数	見込量	1		1		1	
		実績	1		1		1	

手話奉仕員養成研修事業は、新型コロナウイルスの影響により、講習会は中止となり、移動支援事業や精神障がい者のための地域生活支援センター事業について、同影響により利用者数の減少が見られます。

事業名				平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度（実績は推計値）	
7	日常生活用具給付等事業　※月間の給付見込件数を記載								
	ア	介護・訓練支援用具	見込量	2		2		2	
			実績	1		1		1	
	イ	自立生活支援用具	見込量	3		3		3	
			実績	2		3		3	
	ウ	在宅療養等支援用具	見込量	3		3		3	
			実績	5		5		5	
	エ	情報・意思疎通支援用具	見込量	3		3		3	
			実績	3		2		3	
	オ	排泄（せつ）管理支援用具	見込量	320		325		330	
			実績	405		367		420	
	カ	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	見込量	1		1		1	
			実績	1		1		1	
8	手話奉仕員養成研修事業			養成講習修了者数	手話奉仕員登録者数（新規）	養成講習修了者数	手話奉仕員登録者数（新規）	養成講習修了者数	手話奉仕員登録者数（新規）
			見込量	10	4	10	4	10	4
			実績	11	0	6	1	0	1
9	移動支援事業			月実利用者数	月延べ利用時間数	月実利用者数	月延べ利用時間数	月実利用者数	月延べ利用時間数
			見込量	118	1,369	119	1,381	120	1,392
			実績	133	1,380	141	1,333	76	634
10	地域活動支援センター			箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
	熊谷市（向陽）		見込量	1	110	1	110	1	110
			実績	1	84	1	90	1	65
	他市町村分		実績	2	2	4	4	3	3

（２）任意事業

事業名				平成 30 年度		令和元年度		令和２年度	
				箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
1　日常生活支援事業									
	ア	訪問入浴サービス事業	見込量	4	15	4	16	4	17
			実績	3	9	3	12	3	8
	イ	生活訓練等事業	見込量	1	5	1	5	1	5
			実績	1	5	1	4	1	3
	ウ	日中一時支援事業	見込量	15	30	15	30	15	30
			実績	14	27	15	27	15	19
	エ	巡回支援専門員整備事業 ※「箇所」欄に訪問先施設（保育所・幼稚園等）数、「利用者」欄に延べ訪問回数を記載	見込量	93	540	93	540	93	540
			実績	87	636	73	582	66	529
2　知的障害者職親委託事業（個人事業主が行う生活指導や技能取得訓練）			見込量	1	1	1	1	1	1
			実績	1	1	1	1	1	1
3　社会参加促進事業									
	ア	文化芸術活動振興事業（障がい者作品展） ※○は実施中を表す	見込量	○		○		○	
			実績（参加者）	271 名		282 名		231 名	
	イ	点字・声の広報等発行事業　※○は実施中を表す	見込量	○		○		○	
			実績	○		○		○	

5 障がい者団体の意見・要望からの取り組むべき課題

「第 6 期計画」策定にあたり、11 の障がい者団体からご協力をいただき、意見・要望をいただいております。

※ 協力いただいた障がい者団体（順不同）：
ロービジョン アイの会、熊谷市立あかしあ育成園保護者会、熊谷市身体障害者福祉会、熊谷市視覚障害者福祉協会、熊谷市難聴児をもつ親の会、熊谷市ろう者協会、熊谷地区精神障害者家族会（みのり会）、熊谷若草親の会、障害者生活支援ネットワークＹＯＵゆう、自立生活センター遊ＴＯピア、ＮＰＯ法人にじいろ

（１）部門別意見・要望の傾向等について

いただいた意見・要望を部門別に分けた傾向は次の通りです。

意見・要望数全 68 件のうち、福祉（在宅・施設・その他）サービス関連が最も多く、多い順に「バリアフリー」、「情報伝達」、「防災」、「障がいについての理解」、「就労支援」、「医療」、「教育」、「スポーツ」、「相談支援」となっています。

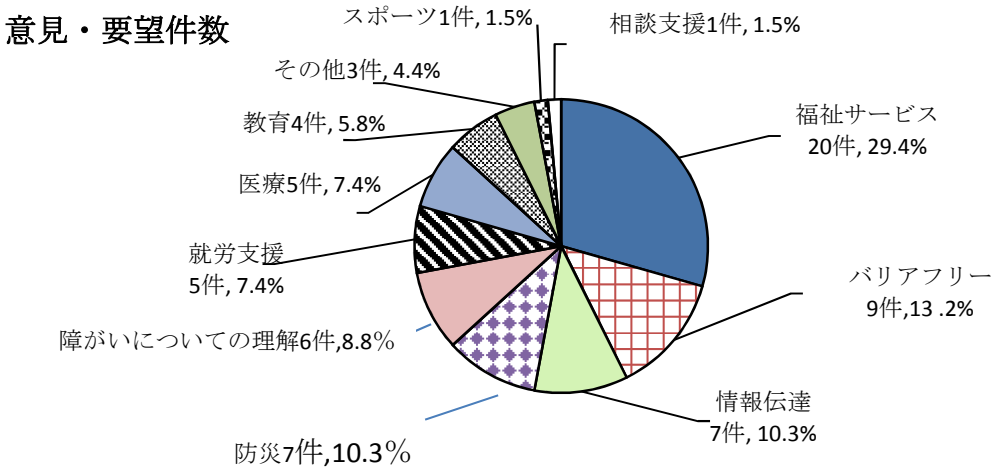

（２）部門別に見る取り組むべき課題等

①「福祉（在宅・施設・その他）サービス」における課題

福祉サービスにおいての要望・提案では、ショートステイや日中一時支援事業所、知的障がい者用入所施設や、知的及び精神障がい者グループホームの不足、入浴サービスの不足が挙げられており、現状も充足されているとはいえない状況であり、ハード面の課題となっています。

また、同行援護における宿泊対応、生活サポートでの遠出、視覚障がい者用の配食サービス、障がい児のバギー（車椅子）の補助、移動支援事業の車利用などが挙げられており、ソフト面の課題については、他施策との均衡も含め、引き続き検討が必要です。

②「バリアフリー」における課題

「バリアフリー」における要望・提案としては、トイレが５、公園遊具が１、民間アパート１などが挙げられており、公共施設においても、民間施設においても、いずれも要望に追いついておらず、ハード面の課題となっています。
そのほか、バリアフリー情報の不足については、情報の更新のための詳細な調査が必要となります。

③「情報伝達」における課題

「情報伝達」における要望・提案としては、市役所からの通知についてのメール送信や点訳の要望、代筆・代読支援や手話通訳の要望が挙げられており、引き続きの課題ということで、できるところから少しずつ対応していくよう、努めて参ります。
「障害福祉サービス提供事業所一覧（福祉マップ）」の配布先についても要望があり、この「福祉マップ」についても貴重な情報源の一つであり、内容の充実や更新時期の見直しを図ってまいります。

④「防災」における課題

「防災」における要望・提案としては、トイレの不安、物資の不安、情報の不足、避難訓練ができていないなどが挙げられており、これらの不安の解消については、災害対応の基本理念である「自助・共助・公助」の連携を維持していくためにも、改善していく必要があります。
なお、福祉避難所の整備については、令和元年度時点障がい者施設では 1 か所でしたが、新たに施設の協力をいただき、令和 2 年度現在 12 か所と増加しています。

⑤「障がいについての理解」における課題

「障がいについての理解」における要望・提案としては、困っている障がい者に声かけの要望や、見た目ではわからない障がいについての理解、障がい者への差別・偏見などがいまだ残っているという課題が挙げられ、引き続き「心のバリアフリー教室」の機会の増加や、事業者も含めた理解を深めるための研修機会の増加を図る必要があると考えます。
また、いざという時に必要な情報の提供ができる「ヘルプカード」や、埼玉県が作成している「ヘルプマーク」などは、障がい者への理解や配慮のためにも効果があると考えられるため、引き続き普及・啓発に努めてまいります。

⑥「就労支援」における課題

「就労支援」における要望・提案としては、通勤時のヘルパー、雇用者の理解、就労後の定着支援、施設内就労、職場体験が挙げられており、就労支援は地域活動支援における根幹となるものであり、充実を図る必要があります。

⑦「医療」における課題

「医療」における要望・提案としては、重度心身障害者医療の対象者の拡充や窓口無料の要望があり、本市としては埼玉県の基準により制度運用するものと考えており、埼玉県の動向を注視してまいります。

⑧「教育」における課題

「教育」における要望・提案としては、小中学校の福祉授業の拡大やインクルーシブ教育が挙げられており、教育機関と連携し推進してまいります。

⑨「スポーツ」における課題

「スポーツ」における要望・提案としては、スポーツができる場所や機会の創出の要望があり、共生社会の実現のためにも、スポーツを共に楽しむ機会を創出することが必要と考えます。

⑩「相談支援」における課題

「相談支援」における要望・提案としては、相談機能の充実が挙げられており、相談支援事業所の不足は課題となっています。

以上の障がい者団体からいただいた意見・要望につきましては、取り組むべき課題として抽出し、後述の「施策の展開」で反映し、障害福祉課から関係部局に情報発信及び連携しながら少しずつでも改善に努め、国や県の基準に関わる事項や他の機関等に関わる事項に関しては、市民の意見として機会を捉え要望を伝達してまいります。

（個々の意見・要望及び回答等については「資料編」において掲載）

第４章　熊谷市障がい者支援計画（第６期）の基本的な考え方

1　基本理念

「障がいのある人もない人も、誰もが個人として等しく尊重されるとともに、自分の生き方を主体的に選択し、住み慣れた地域の中でともに支え合いながら、いきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指す。」との考え方は、計画を通じての一貫した考え方です。

個人の自立を基本として、家庭はもちろんのこと、地域コミュニティ及びＮＰＯ、企業などとの連携により、住み慣れた地域で暮らし続けるという考え方に立ち、福祉サービス提供主体の優良なサービスを活用しつつ、地域住民がお互いに支え合い、力を合わせて暮らす地域社会をつくりあげていくことを目指し、引き続き**「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」**を基本理念に掲げます。

基 本 理 念

ともに生き、ともに暮らせるまちづくり

２ 施策の基本方針

「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を実現するため、５つの基本方針に沿って推進します。

ともに生き、ともに暮らせるまちづくり

基本方針１　心かようやさしいまちづくり
- １　推進基盤の整備
- ２　心のバリアフリーの推進
- ３　支える人づくり
- ４　権利擁護の取組

基本方針２　いきいき暮らすまちづくり
- １　相談体制の整備
- ２　福祉サービスの充実
- ３　地域生活移行や地域生活の継続支援に対応したサービス提供体制の整備
- ４　住宅環境の整備

基本方針３　すこやかに育むまちづくり
- １　地域支援体制の構築
- ２　保育、保健医療、教育、就労支援など関係機関と連携した支援
- ３　地域社会への参加の推進
- ４　特別な支援が必要な障がい児等に対する支援体制の整備
- ５　障がい児相談支援の提供体制の確保
- ６　経済的支援

基本方針４　生きがいのあるまちづくり
- １　就労の場の確保
- ２　社会参加の促進

基本方針５　安心・安全なまちづくり
- １　みんなにやさしいまちづくり
- ２　移動しやすい環境の整備
- ３　安全な暮らしの確保

3 重点施策

施策を展開する中で、障がい者団体からの意見・要望、障がい者計画（第 2 次）、障害福祉計画（第 5 期）、障害児福祉計画（第 1 期）での取組状況からの課題、大里地域自立支援協議会で取り上げている課題などを踏まえ、本計画期間内において、特に重点的に取り組むべき「施策」を以下のとおりといたします。

※「大里地域自立支援協議会」：熊谷市、深谷市及び寄居町で共同設置され、地域内の学識経験者、障がい者団体、保健・医療、教育、雇用などの関係機関、民生委員、企業、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所による地域の障がい福祉に関する協議の場として、組織されている協議会です。

1 障がいや障がいのある方への理解を推進します。

障がいに対する理解が進んできているとはいえ、障がいのある方が地域の一員として暮らしていくためには、周りの方の障がい特性の理解や障がい者等への合理的配慮が必要です。特に内部疾患や聴覚障がい、精神障がい(発達障がい、高次脳機能障がいを含む)、知的障がいなどの目に見えない障がいは、正しい認識と理解が得られにくい現状があります。このような中、障がいの特性に対する正しい認識と理解を進めるために、福祉教育を充実させ、合理的配慮の考え方を広く普及することにより、差別が解消されるよう進めていく必要があります。このことから「障がいや障がいのある方への理解の推進」を本計画の重点施策として取り上げます。

基本方針１　心かようやさしいまちづくり

１　推進基盤の整備

施策№1　地域住民との交流の推進

２　心のバリアフリーの推進

施策№11　知的障がいのある方への理解の推進

施策№12　精神障がいのある方への理解の推進

施策№15　福祉教育の充実

４　権利擁護の取組

施策№25　権利擁護事業の普及

施策№27　虐待防止センターの活用

施策№31　市の事務事業における「合理的配慮」の励行

２　障害福祉サービスの提供体制の確保により、切れ目のない支援を図ります。

地域のあらゆる住民が、ともに認め合うことができる共生社会を実現するために、障がい者の自己決定を尊重し、障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスを利用することで、自立と社会参加の実現が図られるように、障害福祉サービスの提供体制の整備に努めます。

また、基幹相談支援センター（くまさぽ）を中心に、障がい者等及びその家族からの相談に応じる体制の構築や相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言等の実施に努めます。施設入所から地域生活への移行が進められるように、地域における居住の場としてグループホームの設置や、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実は重要な課題です。このことから「障害福祉サービスの提供体制の確保」を本計画の重点施策として取り上げます。

基本方針２　いきいき暮らすまちづくり

１　相談体制の整備

施策№32　障害者相談支援センターの充実

施策№33　基幹相談支援センター（くまさぽ）の充実

２　福祉サービスの充実

施策№36～52　（１）日中活動の場の確保、（２）住まいの場の確保

３　地域生活移行や地域生活の継続支援に対応したサービス提供体制の整備

施策№65　地域生活支援拠点の整備

施策№66　相談支援事業

施策№80　地域ケア体制の整備

施策№87　地域移行・定着の推進

３　障がい児に対するきめ細かな支援体制を確保します。

子ども・子育て支援法に基づく教育、保育の利用状況を踏まえ、障がいの疑いのある段階から当該児及びその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービス、障がい児通所支援などの専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育などの関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

また、重症心身障がい児、医療的ケア児、強度の行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい児、虐待を受けた障がい児につきましても、地域における課題の整理や地域資源の開発を行いながら、支援体制の充実を図る必要があります。このことから、「障がい児に対するきめ細かな支援体制の確保」を本計画の重点施策として取り上げます。

基本方針３　すこやかに育むまちづくり

１　地域支援体制の構築

施策№91　児童発達支援

施策№92　医療型児童発達支援

施策№93　居宅訪問型児童発達支援

施策№94　放課後等デイサービス

２　保育、保健医療、教育、就労支援など関係機関と連携した支援

施策№95　疾病や発育発達上の遅れがある乳幼児の早朝発見・早期治療・早期療育

施策№96　乳幼児の療育相談体制の充実

施策№101　保育所等訪問支援サービスの提供体制の確保

施策№103　重症心身障がい児や医療的ケア児への支援体制の確保

施策№105　幼稚園における障がいのある幼児の受入れの促進

３　地域社会への参加の推進

施策№114　保育所等訪問支援

５　障がい児相談支援の提供体制の確保

施策№117　熊谷市児童発達支援センターや障がい児相談支援事業所による相談支援

施策№118　障がい児通所支援事業所による育児相談支援

４ 障がいのある方の就労支援を進めます。

就労は、収入を得るだけでなく、社会参加の促進と生きがいにつながり、障がいのある方が地域で自立して生活していくために、非常に大切なことです。障がいのある方がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、できる限り希望に沿う支援を行うことはとても重要なことです。また、同時に就労後も安定した就労を継続するための定着へ向けた支援を進める必要があります。このことから「障がい者の就労支援」を本計画の重点施策として取り上げます。

基本方針４　生きがいのあるまちづくり

１　就労の場の確保

施策№121　雇用の場の拡大

施策№122　就労支援施策の推進

施策№123　就労移行支援

施策№124　就労定着支援

施策№125　就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）

4 計画の推進体制

１　庁内関係各課の連携による取組

本計画の推進にあたり、関係各課（所・室）を横断的に連携する体制を継続し、進捗状況調査を行うなど、効率的な事務執行を推進します。

２　関係機関との協働による推進

行政及び社会福祉法人をはじめとする市内外の関連施設・機関がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組む体制を推進します。

「協働」を基本に、個人情報の保護に配慮しつつ情報の共有を進め、地域社会を構成する市民及び市民団体、事業者、障がい者団体、行政の連携のもと、計画的に施策を推進します。また、法制度の改正など、国・県の動向を的確に把握すると同時に、地方分権社会にも対応できるよう努めます。

３　進捗管理の点検・評価

各施策の達成状況について年度ごとにその取組を点検し、評価していく必要があります。

点検・評価には、関係部課が連携し、進行管理していくとともに、熊谷市障がい者施策推進委員会など関係機関に意見を求めます。